

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 31 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700004号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700009号

第1 結論

昭和62年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月から同年3月まで

年金記録によると、請求期間は、国民年金保険料未納期間と記録されている。

日本年金機構からは、請求期間に係る私の記録は、国民年金手帳記号番号*により、昭和62年1月21日付けでA市において国民年金の被保険者の資格を取得し、請求期間に係る国民年金保険料を一旦納付しているが、職業訓練校に在籍していることを申告したため、国民年金への加入自体が取り消され、納付した保険料は還付されたと記録されていると回答があった。

しかしながら、私は、当時、経済的な事情により国民年金保険料の納付を一時的に止めたい旨を申し出たが、国民年金の加入を取り消す手続は行っていない。請求期間に係る保険料の領収証書を提出するので、当該期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和61年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、請求者は、昭和62年4月30日に請求期間に係る国民年金保険料を納付したことが確認できる。

一方、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者は、国民年金手帳記号番号*において、昭和62年1月21日付けで国民年金第一号被保険者の資格を取得したが、学生であることを理由に同日付けで資格喪失したことがうかがえ、請求期間に係る国民年金保険料は取消を理由に還付されている上、請求者が同市に提出したと思われるB法人C施設の昭和62年4月9日付けの在籍証明書により、入学時期は記載されていないものの請求者は同施設のD科1年に在籍していたことが確認できる。

また、社会保険事務所(当時)が作成した請求者の国民年金被保険者台帳には、「取消」と記載されている上、請求期間に係る国民年金保険料について、昭和62年6月3日に還付決定した旨記載されている。

しかしながら、B法人の事業の一部を引き継いだE法人F支部G施設及びH労働局の回答に

より、請求者は、請求期間より後の昭和 62 年 4 月 3 日から昭和 63 年 3 月 18 日まで、公共職業安定所の指示により B 法人 C 施設 I 科で訓練受講していたことが確認できる。

また、請求期間当時の国民年金法施行規則（昭和 61 年 3 月 29 日厚生省令第 17 号）第 1 条及び同条の 2 において、国民年金の適用除外となる生徒又は学生が在学する学校又は教育施設について規定されているが、請求者が訓練受講した上記施設は、規定されていない。

したがって、請求者は、請求期間においては国民年金の適用除外とはならず、国民年金第一号被保険者となるべきであったと認められ、当該期間に係る国民年金第一号被保険者の資格を取り消す合理的な理由は見当たらないことから、当該期間に係る国民年金保険料については、誤った還付事務処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600799号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700105号

第1 結論

請求者のA社における平成19年4月30日の標準賞与額を98万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月

請求期間においてA社から支払を受けていた賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成19年4月分の賞与一覧表により、請求者は、請求期間に同社から賞与(100万円)の支払を受け、標準賞与額(98万6,000円)に見合う厚生年金保険料(5万3,900円)を当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、平成19年4月分の賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から98万6,000円とすることが必要である。

一方、請求期間に係る賞与の支払日について確認できる関連資料はないことから賞与支払月の月末と認定し、平成19年4月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 12 月 16 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600948号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700106号

第1 結論

請求者のA社における平成19年4月30日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月

請求期間においてA社から支払を受けていた賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成19年4月分の賞与一覧表により、請求者は、請求期間に同社から賞与(10万円)の支払を受け、標準賞与額(9万9,000円)に見合う厚生年金保険料(5,390円)を当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、平成19年4月分の賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から9万9,000円とすることが必要である。

一方、請求期間に係る賞与の支払日について確認できる関連資料はないことから賞与支払月の月末と認定し、平成19年4月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に

対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 12 月 16 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600949号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700107号

第1 結論

請求者のA社における平成19年4月30日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月

請求期間においてA社から支払を受けていた賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成19年4月分の賞与一覧表及び請求者から提出された同年4月分の賞与明細書により、請求者は、請求期間に同社から賞与(10万円)の支払を受け、標準賞与額(9万9,000円)に見合う厚生年金保険料(5,390円)を当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、平成19年4月分の賞与一覧表及び同年4月分の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から9万9,000円とすることが必要である。

一方、請求期間に係る賞与の支払日について確認できる関連資料はないことから賞与支払月の月末と認定し、平成19年4月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 12 月 16 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600941号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700111号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月29日の標準賞与額を14万7,000円、平成17年8月10日の標準賞与額を9万4,000円とすることが必要である。

平成16年12月29日及び平成17年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月29日及び平成17年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年8月

請求期間①及び②に、A社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC信用金庫D支店に係る預金取引明細表及び複数の同僚から提出された給与支給明細書(以下「当該資料等」という。)から判断すると、請求者は、平成16年12月29日及び平成17年8月10日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該資料等により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求者の平成16年12月29日に係る標準賞与額を14万7,000円、平成17年8月10日に係る標準賞与額を9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600951号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700112号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年8月10日の標準賞与額を8万8,000円とすることが必要である。

平成17年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年8月10日

請求期間に、A社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映されるようにしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与支給明細書及びC信用金庫D支店に係る通帳未記入取引明細票により、請求者は、平成17年8月10日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600994号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700108号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月10日の標準賞与額を14万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月

A社に勤務していた際、請求期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がないため、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された回答書により確認できる賞与支給日及び同回答書に添付された請求者に係る平成17年夏季賞与支給明細書(写)により、請求者が、平成17年6月10日において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成17年6月10日に係る標準賞与額については、上記平成17年夏季賞与支給明細書(写)で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600917号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年6月21日から昭和41年6月21日まで

A社には、昭和37年12月1日から昭和41年6月21日まで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がないので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和37年12月1日からB県C市に所在したA社の本店で勤務を開始し、昭和40年12月17日にB県D市Eに所在した同社F営業所に異動し、翌年の昭和41年2月又は3月頃にD市G町に新設された同社H支店の営業開始にあわせて同支店に異動した後、異動後の最初の夏頃に会社を退職したと記憶している旨の主張をしている。

しかしながら、請求者から提出されたA社H支店の新築落成記念の写真には、昭和39年7月12日の日付が確認でき、請求者から提出された同社H支店に係る不動産登記簿謄本により、同社H支店の新築登記が昭和39年8月1日となっていることが確認できる上、複数の同僚が、同社H支店での業務は、新築されて間もなくの昭和39年7月頃に始まった旨の回答をしていることから、請求者の主張と符合しない。

また、雇用保険の被保険者記録では、請求者のA社における記録は、オンライン記録に符合する昭和40年6月20日が離職日となっていることが確認できる。

さらに、請求期間当時のA社の事業主は亡くなっているため照会できない上、A社と合併したI社の事業主及び請求期間同時にA社で勤務していた複数の者に照会したものの、請求者の請求内容を裏付ける回答及び資料を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600937号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年12月6日から平成8年8月1日まで

A社に勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社に常勤職員として継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答している。

また、オンライン記録により、A社は、平成8年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、請求者は、年金記録訂正請求書及び陳述により、請求期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと認めている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。